

令和6年9月4日

大阪市長 横山英幸様

大阪市障害児・者施設連絡協議会

会長 山内泰典

拝啓

平素は、大阪市の障がい者福祉行政にご尽力いただきましてお礼申し上げますとともに、当協議会の活動・運営にご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和7年度予算に対して、当協議会より要望書を出させていただきます。つきましては、文書によるご回答をお願い申し上げます。

敬具

2025（令和7）年度予算要望

大阪市障害児・者施設連絡協議会

1 大阪市通園交通費の対象拡大について

人工呼吸器を携行する医療的ケア児へも対象を拡大していただきたい。
近年、肢体不自由児ではなく、歩行は可能だが気管切開で人工呼吸器を装着している医療的ケア児が増加している。

本制度の規定には、「肢体不自由児であって、公共交通機関により通園することが困難なため自家用車等による通園が特に必要であると市長が認めた場合」とあるが、人工呼吸器や吸引機等の機材を携行するために自家用車の使用が必要な場合も対象とされたい。

また、介護タクシーの利用に係る給付について、対象者の制限やチケットの利用枚数の制限（月8枚）の緩和を求めたい。

2 児童発達支援の代替支援としてのリモート支援（オンライン保育）の算定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、家族支援の中でオンラインによる相談・援助も対象とされたが、代替支援は含まれず単位も低く設定されている。

昨今の熱中症対策や感染予防の他、入院、家庭環境や引きこもり等、様々な理由で支援に通えない児に対する児童発達支援の代替支援として算定可能とするよう、国に要望していただくとともに大阪市独自の施策を講じていただきたい。

3 障がい児入所施設に入所する児童の携帯電話等の通信料について

携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段として、日常生活において有効なものとなっており、中学生以上の携帯所持率は90パーセントを超えており、生徒間の連絡についてもモバイル端末でのコミュニケーションが一般的になっていることから、児童養護施設等に入所する児童と同様に、措置費から通信料を支弁できるよう国に要望していただきたい。

4 障がい児入所施設の実態把握について

法改正や社会的要因により、障がい児入所施設への入所理由や障がい程度が多様化していることに伴い職員へ求められる専門性や手厚いケアニーズが高まっているものの、看護師や心理士等専門職の配置、福祉サービスや社会資源の利用においては、かなりの制限がある。

また、児童養護施設と比して小規模ユニット化などの設備整備は進んでおらず、制度上の枠組みは「高齢者施設等」に分類されることが多く、他の児童福祉施設と大きく異なっていることで差ができる実情は改善されるべきであることから、まずは福祉型障がい児入所施設の実態把握について、国に要望していただくとともに、大阪市としても独自に調査を実施していただきたい。

5 報酬改定等に伴う運営指導課への問合せに関するシステム化について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、各施設・事業所が福祉局へ問合せする電話が繋がらず非常に苦勞したが、電話が通じて質問したとしても、回答に時間がかかったり職員によって回答内容が異なったりすることで、各施設・事業所はどの回答に沿った運営を行えばいいのか、現在も戸惑いながら事業運営を行っている。

そこで、この現状を改善するには、民間企業のコールセンター等が導入しているように、職員が「質問と回答」の内容を継続して把握し、回答が職員によって異なる事態を防ぐための「仕組み」の構築を検討していただきたい。

さらに、メールでの質問の受付や、各施設・事業所から大阪市に質問した内容とその回答について、多かったものや重要度の高いものなどを大阪市ホームページに『Q&A』のコーナーを設定して公開していただきたい。

6 入所施設の入所者に関する移動支援の適用について

入所施設では、これまで以上に人材確保が困難となる状況のなかで、入所者の外出支援が困難となっていることから、移動支援（ヘルパー）の利用対象者の範囲の拡大を予算要望で取り上げてきたが、過去対象者でなかった知的障がい者や精神障がい者が現在は支給決定されていることや、「全身性障がい者」の対象範囲も拡大されていることから、施設入所者の移動支援の対象者の範囲や基準を明確にしたうえで、広く周知するよう検討していただきたい。

7 施設に入所している重症心身障害者等を入浴支援加算の対象に

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護における入浴支援加算が重症心身障害者等を対象に設定されたが、施設入所している方についても対象とするよう国に要望していただきたい。

8 サービス管理責任者更新研修の要件緩和ならびに相談支援従事者研修・

強度行動障がい支援者養成研修の定員拡大について

サービス管理責任者更新研修は、過去5年間に2年以上のサビ管業務に従事しているか、現にサービス管理業務に従事していることが受講要件になっているが、資格者が資格を喪失することなく、希望すれば全員が受講できるようにするため、これらの条件を撤廃または緩和していただきたい。

それにより、サービス管理責任者の引き抜き、退職、病欠、産休等によってサービス管理責任者が不在になった時に柔軟に対応できるようになることから検討していただきたい。

さらに、相談支援従事者研修や強度行動障がい支援者養成研修についても、受講希望しても受講できない施設・事業所が多いことから、受講者の定員拡大を検討するとともに、国や大阪府等に要望していただきたい。

9 福祉人材の確保について

労働力の供給が減少していることもあり、福祉人材における人材不足が深刻化しているとともに若者の福祉離れが目立つが、若手人材確保に向けての就職フェアの開催等、大阪市としての人材確保に向けての計画を検討するとともに、人材確保に係る必要経費を考慮した支援をしていただきたい。

10 入所施設利用者の高齢化・重度化に伴う職員体制及び通院対応について

入所施設利用者の高齢化・重度化が深刻となっており、65歳以上の入所者も増えてきていることから、食事や排泄介助、車椅子の移動、医療面など様々な支援が必要となり職員の負担が大きい。

通院に対する加算が新設されたが、複数科に受診することも多く、それに伴い運転手の確保や添乗スタッフを配置しなければならないが、新設された加算では単価が低いことから、高齢化・重度化、通院に対する加算や職員配置の改善等を検討していただきたい。

11 グループホームにおける通院等介助について

グループホームにおける通院等介助において、4時間の支給決定がされるが、複数科に受診することも多く、現状の支給決定では不足している。

グループホームにおける医療ニーズも増えていることも踏まえ、支給決定について検討していただきたい。

12 前年度までに要望した項目の経過及び進捗状況について

令和6年度ならびに令和5年度の予算要望において、当協議会より大阪市に要望した項目のうち、国や大阪府等に対して必要な対応・要望等すると回答されていたが、その後の経過や進捗状況等について教えていただきたい。

令和6年度予算要望より

- ・サービス管理責任者の実践研修の要件の緩和について
- ・地域の保育所等における障がい児（医療的ケア児含む）の受入れについて
- ・措置解除の事由に係る就職支援費（加算費）支給の有無について
- ・措置停止による受診券の利用停止について
- ・産休等代替職員補助金の対象施設拡大について

令和5年度予算要望より

- ・提出書類の簡素化・簡略化について
- ・障害児入所施設の職員配置の3対1について
- ・被虐待児受入加算の期限の延長（1年間を3年間に）について
- ・障害児入所施設の実態に見合った支給について
- ・大阪市内の保育所等で働く保育士を支援する各種事業の対象拡大について